

小田原市ごみ収集車両運行管理システム運用業務に係る質問に対する回答について

No.	質問内容	該当箇所	回答案
1	受注実績として1件かつ、契約1年未満の履行予定のみで参加資格として対象となり得ますでしょうか。 ※実証実験として2件以上の対応しております	実施要領 P2.参加資格要件(6)	当該業務を受注し、かつ、履行した実績が、令和8年7月22日時点（参加申込締切日）で、契約後1年以上経過しているものについては、参加資格として対象となります。 実証実験は、対象となりますが、タブレット端末を複数台、1か月以上設置するとともに、その運行データを集積し、表示できる等の本業務と同等のシステムで一定期間実施した業務が対象となります。その業務の概要や成果等を様式4に記載してください。
2	弊社製品の車載機器につきまして写真撮影および車両から情報発信は行えませんが、管理者側より交通情報やメッセージ送信機能を使い、車両毎に展開することは可能です。条件として満たしておりますでしょうか。	仕様書 P.2業務内容(1)オ	写真撮影等の情報発信については、管理者側からだけでなく、車載機器からもできることが必須条件です。（様式5のNo.18参照）
3	建物名や居住者名の表示が必要になりますでしょうか。	仕様書 P.2業務内容(1)キ	戸別収集を行う上で必要なことから、住宅地図には、建物名や居住者名の表示が必要となります。
4	現時点、住民サービス機能を持ち合わせえていませんが、今後のアップデートで実装予定となります。 条件として満たしますでしょうか。	仕様書 P.2業務内容(1)ク	収集状況を市民に市のホームページ（リンクを含む）又はアプリ等で、システム運用期間である令和8年11月1日から公開できることが、必須条件です。（様式5のNo.24参照）
5	取り外し不可の7インチモニターですが機能としてそれ相当の機能を搭載しておりますが条件として満たしますでしょうか。	仕様書 P.2業務内容(1)コ	タブレットの画面サイズは、11インチ以上と指定しておりますので、条件を満たしません。（仕様書P.2(1)コ参照）